

大野城市議会基本条例（解説）

平成26年12月1日条例第27号

改正

平成27年5月8日条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 議会と市長等の関係（第6条－第11条）

第3章 市民との情報共有（第12条・第13条）

第4章 議員間討議及び政策提案（第14条・第15条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条－第20条）

第6章 見直し手続等（第21条・第22条）

附則

大野城市議会は、大野城市民の直接選挙により選ばれた議員による合議制の意思決定機関であり、同じく市民の直接選挙で選ばれた大野城市長は、独任制の執行機関である。

この二元代表制のもと、議会と市長は、相互の抑制と均衡を図り緊張関係を保ちながら、それぞれの特性を最大限に活かして、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指すべき共通の使命を負っている。

とりわけ議事機関である議会には、政策立案や政策提言の機能及び執行機関の市政運営に対する監視機能を高めていくことが求められている。その実現のためには、議員相互間で自由闊達な議論を行い、議会意思の形成へと集約させることが重要である。

さらに議会は、市民への情報提供とともに活発な意見交換に努め、公平・公正で透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進していかなければならない。

これらの達成に向けて、議会及び議員が果たすべき役割と責務の重さを強く自覚し、議会の権能をさらに高め、市民の負託と信頼に応えていくことを基本理念として、この条例を制定する。

【前文の解説】

前文は、条例制定の背景や議会の役割、また大野城市議会の目指すべき方向性等を示しています。

〈第一段落〉

議会と市長との機関としての相違点を示しています。地方公共団体において、自治体議会は、議事機関と規定されており、執行機関である市長の役割とは明確に区別されています。

〈第二段落〉

議会と市長は、二元代表制における各々の役割を果たすうえで適切な相互関係を堅持しながら市民全体の福祉の向上を目指すことを示しています。

〈第三段落〉

議会内での十分な議論を通して、議会という機関としての政策提言及び監視機能を果たすことが必要であるとの考えを示しています。

〈第四段落〉

情報技術の活用等も含めた様々な方法により市民との情報共有をはかることで、議会の「見える化」をより一層進めるとともに、市政への市民意見の反映をはかるため、議会報告会及び所管事務調査等を通じた市民意見の聴取及び意見交換に積極的に取り組んでいくことを示しています。

〈第五段落〉

上述のような認識に立った上で、大野城市議会は、その権能を十分に発揮し、議会の役割を果たすことで市民の負託と信頼に真摯に応えていくという決意を示しています。

【用語解説】

二元代表制：予算の議案提出権や人事権等をもつ市長と、議案等の審査機能等をもつ議会を構成する議員の双方を、市民が直接選挙で選ぶ制度。

合議制：複数の人の議論等によって事を決定する制度のこと。

独任制：行政機関等の長（市長等）の意思でその機関の意思が決定される制度のこと。

権能：法律上、ある事柄について権利を主張し、行使することのできる能力のこと。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大野城市議会（以下「議会」という。）と大野城市議会議員（以下「議員」という。）の役割及び議会活動に関する基本的事項を定めることにより、議会が地方自治の本旨に基づき、品格ある合議制の機関としてその権能を発揮し、大野城市の発展と大野城市民（以下「市民」という。）の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

【条文の解説】

これまで明文化されていなかった議会の基本理念や議会及び議員の役割、議会と市長等の関係性、また議会の体制等を明確にし、市民の代表者として適切な規律と良識をもった議員により構成された議会が、合議制というその特性を活かし市民の負託に応えていくことで、市民の良好な生活及び市民全体の福祉の向上をはかることを目的に、本条例を定めています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 政策の決定に関わる議案等の審査機能並びに市政の公平性及び透明性を確保するための監視機能を果たすこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、政策立案や政策提言（以下「政策立案等」という。）を行うに当たっては、議員相互の議論を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (3) 市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握し、市政に反映させること。

【条文の解説】

一部の市民に偏ることなく市民全体の利益となる市政運営ができているか、また市政の公開性が確保されているかをしっかりと監視し、市民の意見を把握すると同時に議員相互の議論を十分に尽くした上で政策提言や政策立案、また、議案の審議等を行うことによって、市政への民意の反映を果たし、その結果をさまざまな方法で市民へ説明していくことが、議会活動の基本原則であることを定めています。

【用語解説】

政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例等を議会に提案すること。

政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案すること。

(委員会)

第3条 議会は、議案の詳細な審査や多種多様な行政課題の調査研究を行うために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき、次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を設置するほか、必要に応じて特別委員会を設置するものとする。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 福祉文教委員会
- (3) 都市環境委員会
- (4) 予算委員会

2 前項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

【条文の解説】

地方自治法の規定に基づき、大野城市議会では上記の4つの常任委員会と議会運営委員会を設置しています。常任委員会は、各々が所管する行政の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。議会運営委員会は、第1項に規定された常任委員会または特別委員会に属しない事項及び議会運営等に関する審査等を行います。

また、特別委員会は議会の議決をもって設置され、特定の事件について調査及び審査を行います。その他、委員会運営や定数等、委員会に関する規定は大野城市議会委員会条例で定めています。

【用語解説】

常任委員会：特別委員会とは異なり、地方自治法に基づき常設されている委員会のこと。

議会運営委員会：議会を円滑に運営するために設置される、議会運営等についての協議や審査等を行う委員会のこと。

特別委員会：常任委員会とは別に、特定の事件や、複数の常任委員会にまたがる事項につ

いて審査する必要がある場合に、議会の議決により設置される委員会のこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な議論を重んじること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【条文の解説】

議員は、不断の調査研究等を通して自身の資質向上及び自己研鑽に努めた上で、公開の議論の場である議会において、議員相互の自由闊達な議論を尊重し実践することにより市民福祉の向上を目指すよう活動に励むことを定めています。

(会派)

第5条 議員は、同一理念を共有する他の議員とともに、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員活動を支援するとともに、政策立案等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。
- 3 会派に関し必要な事項については、別に定める。

【条文の解説】

大野城市議会では、議会内において理念を同じくする議員による会派を結成することが、議会内における意見の調整を行いやすくなる等、円滑な議会運営に資するという考えから、会派制を採用しています。

会派での調査研究及び政策立案等に努めることで市政の発展に寄与し、また、会派代表者会議等を通しての会派間の意見調整を行うことで、議会内の合意形成をはかることが期待されています。また、その他会派に関する事項は、大野城市議会会派規則等に定めています。

【用語解説】

党派：市政に関する主義及び主張を同じくし、調査研究、政策立案等を目的として、2人以上の議員によって結成されたもの。

第2章 議会と市長等の関係

(形成過程にある市の政策等の説明)

第6条 議会は、形成過程にある市の政策、計画及び事業（以下この条において「政策等」という。）について、市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）に対して、必要に応じ次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景と今日に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加実施の有無とその概要
- (4) 大野城市総合計画との整合性
- (5) 関係のある法令、条例等
- (6) 財源措置と将来にわたる費用対効果

【条文の解説】

審議及び議員間討議等の水準を高め、また、議会が最適な意思決定を行う上での必要な情報として、形成過程の段階で市長等に上記事項の説明を求めていくことを定めています。

【用語解説】

市民参加：ここでいう市民参加とは、市民説明会、市民アンケート、またはパブリックコメント等の市民を対象とした、形成過程における政策等への市民意見の反映を目的とした取り組みのこと。

総合計画：一般的に基本構想、基本計画及び実施計画の三層構造で構成される、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針となる10年計画。平成26年時点においては「第5次総合計画」のことをさします。

(議員と市長等の関係)

第7条 議員は、市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 一般質問は、より議論を深めるために、一問一答の方法により行う。

- 3 本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、論点及び争点を明確にする目的において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。

【条文の解説】

- (1) 合議制である議会と執行機関である市長等の役割の違いを認識した上で、議会は、議会独自の意思を形成し、市長等に対して是々非々の立場で審議等にあたることを示しています。
- (2) 一般質問の質問方式は、質問と答弁の論点が十分に伝わりやすいことから一問一答方式を採用しています。
- (3) 議員の質問に対して市長等が答弁するにあたり、質問や質疑の内容が不明確の際には質問の趣旨の確認をすることができるよう定めています。

（発言の取消し勧告）

第8条 議長又は委員長等は、本会議等において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

【条文の解説】

議長又は委員長等は、本会議等において、不適格な発言を行った議員及び市長等に対して、発言の取消しを勧告することができることを定めています。発言内容が取消し勧告の対象にあたるか否かの判断は、議長又は委員長等が行うこととしています。

（議決事件）

第9条 議会は、市が総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止をしようとするときは、これを法第96条第2項の規定により議決事件とする。

【条文の解説】

地方自治法第96条第1項では、地方議会の議決事件として15項目が挙げられており、同条第2項では、それ以外の議決事件については、それぞれの議会が条例で定めることができ

るとされています。

第5次総合計画策定時点においては地方自治法で議決事件と規定されていた基本構想の策定義務が、法改正により削除され、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなったため、再度基本構想を議決事件と定め、議会の意見を反映させるものです。また、今後とも必要に応じて、議決事件の追加、見直しを行います。

【用語解説】

軽微なもの：議会が議決事件として扱うには至らないと判断した変更内容。

(議会意見の尊重)

第10条 議会は、第6条の規定により説明を受けた事項につき、議会で意見集約を行った場合は、市長等に対しその意見を尊重するよう求めるものとする。

【条文の解説】

議会は、第6条に基づいて説明を受けた形成過程にある市の政策等に関して、議員相互の十分な議論を経た上で、市長等に集約された意見を尊重するよう求めることを定めています。また、本条に関する必要な事項は、別に定めています。

(附帯決議への対応)

第11条 議会は、市長等に対し、本会議等において可決された附帯決議に関する事後の状況等の報告を求めることができる。

【条文の解説】

議会が市長等に対して、本会議等で可決した附帯決議への対応方針やその進捗状況等の報告を求めることができることを定めています。また、本条に関する必要な事項は、別に定めています。

【用語解説】

附帯決議：可決された議案について、議会の意見や要望等を決議することで、法的拘束力はありませんが、一般的に市長等はこの決議を尊重することが求められるもの

と解されています。

第3章 市民との情報共有

(情報共有及び意見交換)

第12条 議会は、議会活動に関して市民に対し情報を公開し、情報の共有に努めなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開とするとともに、市民の傍聴等を促進する積極的な取組を進めるものとする。

3 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、積極的な政策立案等に努めるものとする。この場合において、当該委員会は、委員と市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けることができるものとする。

【条文の解説】

- (1) 議会は、議会活動に関する情報を議会報や議会ホームページ等様々な方法を活用しながら積極的に提供していくことで、議会の公開性を高め、市民との情報共有を促進していくことを定めています。
- (2) 本会議等、公式の会議は原則公開とするよう定めています。また、会議等の傍聴者及びケーブルテレビやインターネットによる配信動画の視聴者数を増加させるような周知活動に積極的に取り組んでいくことを定めています。
- (3) 各常任委員会は、年間を通して所管事務調査を行うとともに、委員と市民が情報及び意見交換する場を設けながら市民意見の聴取に努め、それらをもとに委員相互の闊達な議論を通して政策立案等を積極的に行うよう定めています。

【用語解説】

所管事務調査：地方自治法 109 条第 2 項の規程に基づき各常任委員会が行うことができる調査のことで、それぞれの委員会が所管する市の事務事業が調査対象となります。

(情報発信及び議会報告会)

第13条 議長は、議案審議の結果等、議会における活動全般について議会ホームページ等を活用して情報の発信に努めなければならない。

- 2 議会は、市民に対し、議会活動に関する議会報告会を行うものとする。
- 3 議会報告会に関し必要な事項については、別に定める。

【条文の解説】

議会だよりといった従来の紙媒体による情報発信に加え、議会ホームページ等によるITを活用した情報発信を積極的に行うことにより、議会の「見える化」を進めようとするものです。また、本条例施行前においては任意の議会活動として実施していた議会報告会を、条例に基づく公式な議会活動として位置づけるものです。

第4章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議)

第14条 議員は、議員間の討議により議論を尽くし、議会の意思を決定するよう努めなければならない。

- 2 議長及び委員長は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果が市政に反映されるよう努めるものとする。

【条文の解説】

合議制の特性を十分に活かすため、議員間の討議を尽くした上で議会の意思を形成するよう努め、その結果として市政への民意の反映をはかることを定めています。

また、議員間討議の運用等必要な事項については、別に定めています。

(政策検討会議)

第15条 議会は、市政に関する重要な施策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、意見を集約するため、政策検討会議を開催することができる。

- 2 政策検討会議に関する必要な事項は、別に定める。

【条文の解説】

市の重要な施策、事業または課題に関して、議会内での情報の共有化、共通認識の醸成及び意見集約を行い、政策立案等を推進するため、議員相互の政策論議の場として政策検討会議を設置することを定めています。各委員会にまたがる、または議会全体として研究、検討

すべき案件に対応する場（受け皿）としての機能を有しています。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員定数）

第16条 法第91条第1項の規定により、議会の議員定数は20人とする。

- 2 議員定数の変更にあたっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分に考慮し、市民の意見の聴取に努めなければならない。

【条文の解説】

議員定数の変更にあたっては、市政の現状等上記の事項を十分に考慮した上で、議員間（当事者）だけの議論によって決めるのではなく、市民や有識者等を含む第三者の意見を広く聴取しながら検討するよう定めています。

（定例会の回数）

第17条 議会の定例会は、年4回とする。

- 2 定例会の時期は、大野城市議会の定例会の時期に関する規則（昭和35年規則第43号）に定めるところによる。

【条文の解説】

議会の定例会は年4回とし、必要に応じて臨時会を開催します。

（議員研修の充実等）

第18条 議会は、監視機能の強化、議員の政策立案等の能力向上その他この条例の理念の実現のために必要な議員研修を積極的に実施しなければならない。

- 2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実及び機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

【条文の解説】

審査及び監視、政策立案等の議会機能の向上をはかるため、議員各自による調査研究の他、本条例の目的を達成する上で議会全体として必要な情報、知識等を得るための議員研修を、

積極的に実施していくことを定めています。加えて、議員が円滑に、かつ十分な調査研究を行えるよう、議会図書室の書籍や資料等をより一層充実させるよう定めています。

また、議員研修に関して必要な事項については、別に定めています。

(政務活動費)

第19条 大野城市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第3号)に定めるところにより政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、これを適正に執行しなければならない。

2 議長は、政務活動費による活動状況及び収支状況の概要を議会ホームページ等により公表するものとする。

【条文の解説】

会派又は議員が、本条例の目的を達成するために必要な、政務活動費の支出を伴う活動を行うにあたっては、関係条例または規則等を遵守した執行を義務つけています。

また、議長は、会派及び議員の活動及び収支状況については、より高い透明性を確保するため公表するものと定めています。

(議会事務局)

第20条 議会に法第138条第2項の規定により、議会事務局を置く。

2 議会は、政策立案等の機能を高めるため、議会事務局の機能強化に努めるものとする。

3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛けるものとする。

【条文の解説】

議会の審査機能や監視機能、また政策立案機能を高める上で、議会事務局の機能強化が必要不可欠です。そのため、議会事務局職員の能力向上に寄与する研修への参加の促進等の必要な措置をはかるよう努めることを定めています。

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の見直しについて、議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、見直しが必要と判断したときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

【条文の解説】

議会は、本条例の目的（第1条）を達成するために必要な見直しについては随時検討を重ね、見直しが必要な場合は速やかに対応することを定めています。

また、見直しの手続きに、必要な事項については、別に定めています。

(その他)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大野城市議会議員定数条例の廃止)

2 大野城市議会議員定数条例（平成14年条例第26号）は、廃止する。

(大野城市議会定例会条例の廃止)

3 大野城市議会定例会条例（昭和35年条例第60号）は、廃止する。

(大野城市議会事務局設置条例の廃止)

4 大野城市議会事務局設置条例（昭和34年条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成27年5月8日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大野城市議会基本条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。